

沼 監 第 9 号

令和6年8月27日

沼田町長 横山 茂 様

沼田町代表監査委員 中 村 保 夫

沼田町監査委員 長 野 時 敏

令和5年度 沼田町歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定によって、令和5年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1. 審査の対象

- (1) 令和5年度 沼田町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和5年度 沼田町養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和5年度 沼田町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和5年度 沼田町高齢者グループホーム特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和5年度 沼田町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和5年度 沼田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和5年度 沼田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和5年度 沼田町公共下水道特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

令和6年8月1日から令和6年8月6日までのうち4日間

3. 審査の主眼

- (1) 会計記録の正当性及び計数の確認
- (2) 予算執行の適否
- (3) 財産運営の妥当性

以上の点に主眼をおき、関係諸帳簿の審査及び証書類との照合を行い、必要に応じ担当課から資料の提出及び説明を求め、既往の監査の結果を参考にしながら審査の適正を期した。

4. 審査の結果

(1) 予算と決算の状況

別紙一覧のとおり

(2) 決算の適否について

慎重に審査した結果、適正なものとして認める。

(3) 審査における意見

一般会計で1億1,819万円（前年比3,267万円減）特別会計で9,681万円（同5,874万円増）合計で2億1,501万円（同2,607万円増）が黒字計上された。

一般会計の黒字額は減少しているが、臨時財政対策債（令和2年）6,212万円を繰り上げ償還し、起債残高を1,456万円減少させている。

基金については合計で39億8,039万円（前年比1,545万円減）備荒資金組合を含めると45億1,848万円の残高となる。

実質公債費比率は前年を0.1ポイント下回るプラス0.2%となったが、町債の残高は減少しており、計画的な繰り上げ償還を実施しつつ基金残高も微減となっていることから財政状況は良好だと評価でき、職員各位の努力に敬意を表します。

今後も引き続き、効果的な事業施策の展開を望むところであり、特に次の点について、意見を付す。

○「沼田町ゼロカーボン宣言」の積極的な推進について

令和4年6月に「沼田町ゼロカーボン宣言」を高らかに行いましたが、令和5年度において、実効ある予算執行がされていません。

森林の二酸化炭素吸収力を高めると同時に、カーボン排出量の削減は必須です。

数値目標を定め、雪や木質燃料を含む再生可能エネルギーの利用促進など、町民に化石燃料削減の意識啓発を行うべきと考えます。